

ベトナム向け輸出りんご検疫実施要領

〔平成 28 年 3 月 11 日 27 消安第 5673 号〕
消費・安全局長通知

沿革

令和元年 12 月 13 日 元消安第 3932 号 一部改正

第 1 趣旨

- 1 ベトナムへ輸出するりんごの生果実（以下「ベトナム向けりんご」という。）について、ベトナム向けりんごの生産者、選果技術員及び選果こん包施設の責任者等が実施する園地管理、収穫及び選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検疫を斉一に実施することをもって我が国からのベトナム向けりんごの円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。
- 2 ベトナム向けりんごの検疫は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和 25 年 8 月 4 日農林省告示第 231 号）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。なお、栽培地検査実施細則（昭和 32 年 4 月 9 日付け 32 振局第 1065 号振興局長通達）は、ベトナム向けりんごの検疫については適用しない。

第 2 定義

この要領において「りんご」とは、露地で栽培される *Malus pumila* Mill. 及びその種に属する全ての品種をいう。

第 3 補助員の設置

- 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、第 6 の植物防疫官による検査の事務を補助させるため、病虫害に関する知識を有し、かつ、ベトナム向けりんごの売買に直接利害関係を有しない者をベトナム向け輸出りんご検査補助員（以下「補助員」という。）として、第 1 号様式による辞令を交付して委嘱できるものとする。
- 2 1 の補助員は、ベトナム向けりんごを生産する都道府県（以下単に「都道府県」という。）の主務部長が推薦した者の中から委嘱するものとする。
- 3 植物防疫所長は、補助員を委嘱したときは、当該補助員に対し、その者が担当すべき地域及び事務の内容を指示するものとする。
- 4 補助員の担当地域を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、当該補助員に対し、その者が担当すべき事務に係る講習及び指導を行うものとする。

第 4 生産園地の登録

- 1 ベトナム向けりんごの生産者（以下「生産者」という。）又は生産者が属する生産

者団体等（以下「生産者団体」という。）の責任者は、都道府県の指導の下に、ベトナム向けりんごの栽培に際し、次の（１）から（５）までの措置が的確に実施される園地をベトナム向けりんごの生産園地として申請するものとする。

- （１）都道府県等が定める防除指針及び防除暦（以下「防除暦等」という。）を踏まえつつ、病虫害防除所、果樹試験場等の指導の下に、病虫害防除が行われること。
- （２）輸出対象の果実を収穫する樹木は、病虫害寄生果、奇形果、傷果、腐敗果、過熟果等（以下「異常果実」という。）の除去が行われること。
- （３）ナシヒメシンクイに対する措置として第 10 の低温処理を実施しない場合は、適切な袋かけが行われること。
なお、袋かけは、輸出対象の果実を収穫する樹木について、結実後速やかに、果柄の周囲をすき間なく閉じるよう実施すること。
- （４）病虫害寄生枝葉の剪定、除去、園地面の下草管理等の適切な園地管理が実施されること。
- （５）（１）から（４）までの措置の実施状況について、生産者により、生産園地の管理に係る記録が作成され、保管されること。

- 2 生産者又は生産者団体の責任者は、1 の申請に当たっては、栽培地検査申請書（規則第 12 号様式）を作成の上、都道府県に提出し、都道府県は栽培地検査申請書を取りまとめ、毎年 3 月 31 日までに当該生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

なお、当該様式の備考欄には、ナシヒメシンクイに対して講ずる 1 の（３）の袋かけをした旨又は第 10 の低温処理の内容を記載するものとする。

- 3 2 により栽培地検査申請書の提出を受けた植物防疫官は、提出された申請書の内容に基づき、ベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表（第 2 号様式）により、ベトナム向けりんごの生産園地を登録するとともに、都道府県を経由して、生産者又は生産者団体の責任者に当該生産者又は生産者団体に係るベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表を通知するものとする。

なお、ベトナム向けりんごの生産園地の登録を行った植物防疫官は、当該ベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表を登録した年の 4 月から 2 年間保管するものとする。

- 4 3 により登録されたベトナム向けりんごの生産園地（以下「登録生産園地」という。）を管理する生産者又は生産者団体は、当該登録生産園地ごとに規則第 24 条第 2 項の表示（規則第 13 号様式。以下「標札」という。）を見やすい場所において行うものとする。
- 5 植物防疫官は、第 3 により補助員が設置されている場合は、当該補助員に対し、当該補助員が担当すべき登録生産園地を指示するものとする。
- 6 登録生産園地の病虫害防除の指導を行う都道府県は、当該登録生産園地が行う病虫害防除の基本としている防除暦等（和文及び英文とする。以下同じ。）について、毎年 4 月 30 日までに当該登録生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

第5 選果こん包施設、保管施設、低温処理施設等の登録

1 選果こん包施設及び選果技術員の登録

選果こん包施設及び選果技術員の登録は、次により行うものとする。

(1) 選果こん包施設の登録申請

ア 選果こん包施設の責任者は、ベトナム向け輸出りんご選果こん包施設登録申請書（第3号様式。以下「選果こん包施設登録申請書」という。）を、都道府県を経由して、毎年4月30日までに当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

イ 選果こん包施設の責任者は、アの第3号様式の記載内容に変更があったときは、都道府県を経由して、速やかに修正後の選果こん包施設登録申請書を当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(2) 選果技術員の配置及び登録

選果こん包施設の責任者は、病虫害寄生果の識別及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置するものとする。

(1) のアの第3号様式の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員に対し、病虫害の識別に関する技術研修（以下「識別研修」という。）を実施し、受講者を識別研修の修了者として登録するものとする。

(3) 選果こん包施設の登録及び公表

ア (1) のアの第3号様式の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員の識別研修を修了し、次に掲げる要件を備え、第8に基づく選果こん包を行う選果こん包施設を、ベトナム向けりんごの選果こん包施設として登録するものとする。

(ア) 選果及び検査のための十分な照明設備及び選果設備を有すること。

(イ) 夜間作業を行う場合には、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆により別表1のCのガ類（アズキノメイガ、リンゴコシנקイ、ナシヒメシנקイ、シロヒメシנקイ及びリンゴヒメシנקイ。以下同じ。）の侵入を防止できること。

(ウ) 選果こん包を行う場所において、ベトナム向けりんごを当該施設内に一時的に保管する必要がある場合には、当該ベトナム向けりんごについては、選果こん包作業が終了したベトナム向けりんご及びベトナム向け以外のりんご等の生果実と区別し、隔離した状態で保管できること又は温度約0℃以下で保管できること。

(エ) 定期的に清掃、消毒等が適切に行われており、その記録が保管されていること。

イ アで登録を行った植物防疫官は、登録した選果こん包施設（以下「登録選果こん包施設」という。）を都道府県に通知するものとする。また、植物防疫所長は、第4の3のベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表及び第4の6の登録生産園地に係る防除暦等とともに、登録選果こん包施設の登録情報をベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表（第4号様式）により、7月10日

又は輸出開始予定日の 20 日前の日のいずれか早い日までに消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）に報告するとともに、ベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表（選果こん包施設責任者氏名及び選果技術員氏名の欄を除く。）を植物防疫所ホームページに掲載するものとする。

なお、登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、ベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表を登録した年度の翌年度末まで保管するものとする。

ウ 植物防疫課長は、イにより報告されたベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表、登録生産園地に係る防除暦等及びベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表を毎年、ベトナム向けりんごの輸出開始日の前までに、ベトナム植物検疫当局に通知するものとする。

2 保管施設の登録

ベトナム向けりんごが選果こん包施設以外の保管施設で保管される場合は、保管施設の登録は、次により行うものとする。

（1）保管施設の登録申請

ア 保管施設の責任者は、ベトナム向け輸出りんご保管施設登録申請書（第 5 号様式。以下「保管施設登録申請書」という。）を、都道府県を經由して、毎年 4 月 30 日までに当該保管施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

イ 保管施設の責任者は、アにより提出した申請書の記載内容に変更があったときは、都道府県を經由して、速やかに修正後の保管施設登録申請書を当該保管施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

（2）保管施設の登録

ア （1）のアの申請書の提出を受けた植物防疫官は、次に掲げる要件（当該施設において輸出検査が行われない場合にあっては、（ア）及び（イ）に掲げる要件）を備える保管施設を、ベトナム向けりんごの保管施設として登録するものとする。

（ア）ベトナム向けりんごは、それ以外のりんご等の生果実と区別し、病虫害の再汚染を防止するための措置が講じられた状態で保管できること又は温度約 0℃以下で保管できること。

（イ）定期的に清掃、消毒等が適切に行われており、その記録が保管されていること。

（ウ）検査のための十分な照明設備を有すること。

（エ）夜間作業を行う場合は、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆により別表 1 の C のガルの侵入を防止できること。

イ アで登録を行った植物防疫官は、登録した保管施設（以下「登録保管施設」という。）を都道府県に通知するものとする。

なお、登録保管施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、ベトナム向け輸出りんご登録保管施設一覧表（第 6 号様式）を登録した年度の翌年度末まで保管するものとする。

3 低温処理施設及び低温処理技術員の登録

ナシヒメシンクイに対する措置として第10の低温処理を実施する場合における低温処理施設及び低温処理技術員の登録は、次により行うものとする。

(1) 低温処理施設の登録申請

ア 低温処理施設の責任者は、ベトナム向け輸出りんご低温処理施設登録申請書（第7号様式。以下「低温処理施設登録申請書」という。）を、都道府県を經由して、毎年4月30日までに当該低温処理施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ登録を受けることができなかったと認められるときは、この限りでない。

イ 低温処理施設の責任者は、アの申請書の記載内容に変更があったときは、都道府県を經由して、速やかに修正後の低温処理施設登録申請書を、当該低温処理施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(2) 低温処理技術員の配置及び登録

低温処理施設の責任者は、低温処理を行う低温処理技術員を配置するものとする。

(1)のアの申請書の提出を受けた植物防疫官は、低温処理技術員に対し、低温処理に関する技術研修（以下「低温処理研修」という。）を実施し、受講者を低温処理研修の修了者として登録するものとする。

(3) 低温処理施設の登録

ア (1)のアの申請書の提出を受けた植物防疫官は、次に掲げる要件を備える低温処理施設を、第10の低温処理を実施するベトナム向けりんごの低温処理施設として登録するものとする。

(ア) ベトナム向けりんごの中心部の温度を1.1℃以下で保持できること。

(イ) ベトナム向けりんごの中心部の温度（部屋の中央付近及び冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端に所在する生果実の中心部の温度）及び部屋の空間部の温度（2カ所）を確認できる自動温度記録装置を有すること。

(ウ) (イ)の自動温度記録装置は、少なくとも4時間ごとに温度を0.1℃単位で記録できる能力を有すること。

(エ) 温度記録の改ざんを防止できること。

イ アで登録を行った植物防疫官は、登録した低温処理施設（以下「登録低温処理施設」という。）を都道府県に通知するものとする。

なお、登録低温処理施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、ベトナム向け輸出りんご登録低温処理施設一覧表（第8号様式）を登録した年度の翌年度末まで保管するものとする。

4 施設間の輸送

登録低温処理施設、登録選果こん包施設及び登録保管施設が同一の建物でない場合において、ベトナム向けりんごを施設間で輸送するときは、植物防疫官の指導の下、病虫害の再汚染を防止するための措置を講じるものとする。

第6 登録生産園地における栽培地検査

- 1 植物防疫官は、登録生産園地について、次により栽培地における検査（以下「検査」という。）を行うものとする。

なお、検査を行う登録生産園地につき、第3により補助員が設置されている場合は、その検査の一部を補助員に実施させることができるものとする。

また、ベトナム向けりんごの生産園地を管理する生産者は、当該検査に立ち会わなければならないものとする。

（1）補助員が補助する検査の方法

補助員が補助する検査（以下「補助員検査」という。）については、次のとおり行うものとする。

ア 対象病害

別表1のA、B及びDの病害

イ 実施時期

（ア）開花期においては、別表1のA、B及びDの病害について1回

（イ）収穫前においては、収穫開始日の31日以上前であって可能な限り遅い時期に、別表1のA及びDの病害について1回

ウ 検査方法

全ての登録生産園地について、全ての樹木を対象に病害の発生の有無を検査するとともに、地表面を含む園地全域について目視による検査を行う。

エ 袋かけ状況の確認

補助員は、イの（イ）の検査の際に、輸出対象の果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から行われているかどうかについて、園地管理記録等により確認するものとする。

補助員は、当該袋かけが適切に行われていないりんごを発見した場合には、生産者に対し、当該りんごを直ちに除去するか、又は当該りんごを収穫する樹木に標識をつけるよう依頼するものとする。

オ 異常果実の除去

補助員は、輸出対象の果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、生産者に対して直ちに除去するよう依頼するものとする。

カ 園地管理記録の確認

補助員は、生産者による園地管理記録を確認し、対象病害の有無及び第4の1の（1）から（5）までの措置が適切に実施されていたかどうかについて確認するものとする。

キ 補助員検査の結果

補助員は、検査の実施ごとに、補助員検査の結果をベトナム向け輸出りんご登録生産園地検査成績（第9号様式）により記録し、植物防疫官に提出するものとする。植物防疫官は、補助員から提出された結果の報告の内容を確認し、必要に応じて補助員に対し指示を与えるものとする。

（2）植物防疫官の検査の方法

植物防疫官は、（1）の補助員検査が行われた場合は補助員の立会いの下で、（1）の補助員検査が行われなかった場合は当該補助員検査と同様の内容の検査を自ら

行った上で、当該検査の結果を基に、登録生産園地について次のとおり検査を行うものとする。

なお、(1)のエ、オ及びキに基づき補助員が生産者に依頼又は指示したにもかかわらず、従わない場合には、植物防疫官は、当該登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消すものとする。

ア 対象病害

別表1のA、B及びDの病害

イ 実施時期

(ア) 開花期においては、(1)のイの(ア)の実施時期よりも後に、別表1のA、B及びDの病害について1回

(イ) 収穫前においては、収穫開始日の30日前までの可能な限り早い時期に、別表1のA及びDの病害について1回

ウ 検査方法

園地全域について目視による検査を行い、病徴があるものについて分離、培養等を実施する。

エ 対象病害が発見された場合

(ア) 別表1のA及びBの病害

対象病害が発見された場合には、当該対象病害が発見された登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消すものとする。

(イ) 別表1のDの病害

植物防疫官は、直ちに対象病害の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、生産者を指導するものとする。

オ 袋かけ状況の確認

植物防疫官は、イの(イ)の検査の際に、第4の1の(3)により袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、輸出対象の果実を収穫する樹木に袋かけが結実後から収穫開始日の30日前まで行われていたかどうかについて、園地管理記録等により確認するものとする。

植物防疫官は、当該袋かけが適切に行われていないことを確認した場合には、生産者に対し、当該輸出対象の果実を収穫する樹木から収穫されるりんごを輸出対象としないよう指示するものとする。

カ 異常果実の除去

植物防疫官は、輸出対象の果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、生産者に対して直ちに除去するよう指示するものとする。

キ 園地管理記録の確認

植物防疫官は、生産者による園地管理記録を確認し、対象病害の有無及び第4の1の(1)から(4)までの措置が適切に実施されていたかどうかについて確認するものとする。

ク 植物防疫官検査の結果

植物防疫官は、検査の結果をベトナム向け輸りんご登録生産園地検査成績により記録するものとする。

2 植物防疫官は、1の(2)の検査(1の(1)の補助員検査と同様の内容の検査を自ら行う場合は、当該検査を含む。)の実施に当たって、登録生産園地ごとの検査の日程をあらかじめ生産者又は生産者団体の責任者に通知するものとする。

なお、1の(1)の補助員検査を行う場合は、補助員から生産者又は生産者団体の責任者に通知するものとする。

3 植物防疫官は、1の検査の結果、登録生産園地に別表1のA及びBの病害がないこと、同表のDの病害が発見された場合は、防除が実施されていること及び登録生産園地において第4の1の(1)から(5)までの措置が的確に実施されていることを認めたときは、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体の責任者に対し、栽培地検査合格証明書(規則第19号様式)を発行するものとする。

また、植物防疫官は、栽培地検査合格証明書を発行した登録生産園地に係る情報を、その地域を担当する補助員及び当該登録生産園地のベトナム向けりんごを選果する登録選果こん包施設の責任者に通知するものとする。

なお、袋かけを実施した登録生産園地については、当該証明書の備考欄に袋かけを実施した旨を記載するものとし、袋かけが適切に行われていない場合は、第10の低温処理の実施について生産者又は生産者団体等の意向を確認し、その意向があることを条件に、袋かけが未実施である旨を記載するものとする。

4 植物防疫官は、1の検査の結果、登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消したときは、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体の責任者に対し、取消しの理由及び標札を撤去すべき旨を通知するものとする。

第7 収穫に当たっての遵守事項

登録生産園地の生産者は、登録生産園地において、ベトナム向けりんごを収穫する際には、次の事項を遵守すること。

- (1) ベトナム向けりんごとベトナム向け以外のりんご等の生果実の収穫作業を同時に行わないこと。
- (2) 異常果実を徹底して除去すること。
- (3) 収穫したベトナム向けりんごを運搬する容器には、登録生産園地番号及び袋かけの有無又はこれらを参照できる符号、番号等を表示すること。

第8 選果こん包等の実施

登録選果こん包施設におけるベトナム向けりんごの選果こん包、積み込み作業等は、次により行うものとする。なお、選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人の第5の1の(2)の登録を受けた選果技術員を配置するものとする。

- (1) 登録生産園地で生産されたりんごを選果すること。

なお、登録生産園地以外で生産されたベトナム向け以外のりんご等の生果実は、ベトナム向けりんごと隔離し、又は温度約0℃以下の状態で取り扱うこと。

- (2) 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。
- (3) りんごのこん包に用いる容器は、未使用のものであること。また、原則として密閉式の容器(通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のもの

に限る。)を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、次に掲げる病虫害再汚染防止措置を行うこと。

ア 密閉倉庫内で未包装のりんごと隔離し、又は温度約 0℃以下で保管すること。

イ 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。

(4) 病虫害寄生果が発見された場合には、選別後直ちに施設外へ搬出し、廃棄すること。

(5) 夜間に選果こん包等を行う場合は、施設の開口部を全て閉鎖又は防虫網等で被覆し、別表 1 の C のガ類の再汚染防止措置を講ずること。

(6) 登録生産園地で生産されたりんごと登録生産園地以外で生産されたベトナム向け以外のりんご等の生果実のこん包を同時に行わないこと。また、登録生産園地で生産されたりんごの保管に当たっては、他のベトナム向け以外のりんご等の生果実と隔離し、又は温度約 0℃以下で保管すること。

(7) 各こん包の側面に、登録生産園地番号、登録選果こん包施設番号、輸出者名、果実の種類及びこん包年月日又はこれらを参照できる符号・番号等を表示するとともに、ベトナム向けの表示 (For Vietnam) を行うこと (参考様式)。

第 9 選果こん包実施報告書の提供

登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が第 8 に掲げる事項を全て満たして行われたと判断した場合には、品種別及びサイズ別 (玉数別) の箱数及び数量 (kg) が記載された書類を添付したベトナム向け輸りんご選果こん包実施報告書 (第 10 号様式。以下「実施報告書」という。) を 2 部 (輸出検査申請書添付用及び輸出者保管用) 作成し、輸出者 (選果こん包の実施依頼者を含む。) に提供するものとする。

第 10 低温処理の実施

登録低温処理施設におけるベトナム向けりんごの低温処理は、低温処理技術員が次により行うものとする。

(1) 処理の開始直前において、温度計の示度が正確であることを氷点法によって確認すること。

(2) ベトナム向けりんごの中心部の温度が、予備冷蔵により 1.1℃以下となっていることを確認すること。

(3) (2) の確認の後、ベトナム向けりんごの中心部の温度が、28 日間 1.1℃以下を保持していることを確認すること。

第 11 低温処理実施記録表の提供

低温処理施設の責任者は、低温処理が第 10 に掲げる事項を全て満たして行われたと判断した場合には、低温処理の内容が記載された低温処理実施記録表 (第 11 号様式) を作成し、植物防疫官の確認を受けるとともに、植物防疫官の確認を受けた低温処理実施記録表の写しを輸出者 (低温処理の実施依頼者を含む。) に提供するものとする。

第 12 輸出検査

- 1 登録生産園地で生産され、第4の1の(3)の適切な袋かけ又は第10の低温処理の措置が講じられ、登録選果こん包施設で選果こん包が行われたベトナム向けりんごの輸出者は、植物等輸出検査申請書(規則第14号様式(イ)。以下「輸出検査申請書」という。)にベトナム政府が発行する輸入許可証の写し、第9で登録選果こん包施設の責任者から交付されたこん包実施報告書及び低温処理を実施した場合は第10で低温処理技術員から交付された低温処理実施記録表の写しを添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。
- 2 植物防疫官は、1の輸出者に、あらかじめ輸出検査の実施予定日時及び実施場所を通知するものとする。
- 3 植物防疫官は、次により輸出検査を実施するものとする。
 - (1) 輸出検査の単位(ロット)

1回の選果こん包作業で取り扱われたベトナム向けりんごを品種ごとに1つの輸出検査単位(ロット)とする。
 - (2) 輸出検査の内容

1ロット当たり、別表2に掲げる数量を無作為に抽出し、次について確認するものとする。

ア 別表1のC及びDの病害虫が認められないこと。

イ 抽出したりんごが含まれる各こん包の側面に、登録生産園地番号、登録選果こん包施設番号、輸出者名、果実の種類及びこん包年月日又はこれらを参照できる符号・番号等並びにベトナム向けの表示(For Vietnam)があること(参考様式)。

ウ 抽出したりんごが含まれるこん包には、土、枝葉等の混入がないこと。
 - (3) 輸出検査の結果行う措置

ア ベトナム向けりんごの輸出条件に適合すると認められた場合

植物防疫官は、合格証明書(規則第18号様式(ロ))に、(ア)の追記及び(イ)の袋かけ又は低温処理のいずれかの措置であるかの別の追記をし、かつ、第12号様式による添付書類を添付したものを交付するものとする。低温処理が行われた場合は、さらに、その処理内容について、植物防疫官が発行する合格証明書の消毒欄に記載するものとする。

(ア) The consignment was inspected in Japan and found free from quarantine pests (Annex 1).

Detail as per attached sheet.

(イ) Selected pests management; (Fruit bagging) and/or (Cold treatment)

イ 別表1のC又はDの病害虫が発見された場合

当該ロットを不合格とするものとする。

なお、別表1のCの害虫のみが発見された場合は、輸出者が、当該ロットについて次に掲げる要件を満たした上で臭化メチルくん蒸を実施する場合には、輸出をすることができるものとする。

(ア) くん蒸は、植物防疫所が指定するくん蒸倉庫で実施されること。

(イ) くん蒸が実施される前に、第5の2の(1)に準じて、植物防疫官による

当該くん蒸倉庫の登録を受けること。

(ウ) 臭化メチルによる処理は、 40g/m^3 ($15\text{ }^{\circ}\text{C}$ 以上) 又は 48g/m^3 ($10\text{ }^{\circ}\text{C}\sim 15\text{ }^{\circ}\text{C}$) の投薬量で2時間行うこと。

(エ) くん蒸処理後、別表2に掲げる数量を無作為に抽出し、植物防疫官による目視検査を受け、ベトナム向けりんごの輸出条件に適合することを確認されること。

(オ) 臭化メチルによる処理内容について、植物防疫官が発行する検査証明書に記載されること。

第13 輸送方法

ベトナム向けりんごは、船積み貨物又は航空貨物として輸送されるものとする。

附 則

この要領は、令和元年12月15日から施行する。

第1～12号様式、参考様式

別表1、2

第 1 号様式（第 3 関係）

氏 名

年度ベトナム向け輸りんご栽培地検査補助員を委嘱する。

年 月 日

植物防疫所長 ⑩

第2号様式（第4関係）

ベトナム向け輸出りんご登録生産園地一覧表
List of registered apple orchard for export to Vietnam

都道府県名（Prefecture）

登録生産園地番号 Code of registered apple orchard	生産者氏名（名称） Name of grower	登録生産園地所在地 Location of registered apple orchard	品種名 Variety	登録生産園地面積 Square measure	栽培本数 Number of apples	備考 Notes
				a		

（注）生産者氏名（名称）、登録生産園地所在地及び品種名については、英文併記とすること。

第3号様式（第5関係）

ベトナム向け輸りんご選果こん包施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

選果こん包施設責任者
住 所
氏 名 ⑩

下記施設をベトナム向け輸りんご選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名 Name of packing house	所在地及び連絡先 Address and phone number	選果こん包施設責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名 Technical personnel for sorting	備考 Notes

- （注） 1 選果こん包施設名、所在地及び連絡先、責任者氏名については、英文併記とすること。
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第4号様式（第5関係）

ベトナム向け輸出りんご登録選果こん包施設一覧表

List of registered packing house and technical personnel for sorting for table apple export to Vietnam

[illegible]

第5号様式（第5関係）

ベトナム向け輸りんご保管施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

保管施設責任者

住 所

氏 名

㊞

下記施設をベトナム向け輸りんご保管施設として申請します。

保管施設名 Name of storage facility	所在地及び連絡先 Address and phone number	保管管理責任者氏名 Name of person in charge	夜間作業の有無	輸出検査の有無	備考 Notes

- （注） 1 保管施設名、所在地及び連絡先、保管施設責任者氏名については、英文併記とすること。
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第 6 号様式（第 5 関係）

ベトナム向け輸りんご登録保管施設一覧表
List of registered storage facility for apple export to Vietnam

登録保管 施設番号 Code of registered	都道府県 Prefecture	登録保管施設名 Name of storage facility	登録保管施設所在地 Location of registered storage facility	保管管理責任者 氏名 Name of person in charge	夜間作業の有無	輸出検査の有無	備考 Notes

第 7 号様式（第 5 関係）

ベトナム向け輸出りんご低温処理施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所(支所又は出張所) 植物防疫官 殿

低温処理施設責任者

住 所

氏 名 ⑩

下記施設をベトナム向け輸出りんご低温処理施設として申請します。

低温処理 施設名 Name of facility	所在地及び連絡先 Address and phone number	施設責任者氏名 Name of person in charge	低温処理技術員氏名 Name of technical personnel for cold treatment	施設情報				備考 Notes
				処理庫 番号	内容積 (m ³)	収容量 (t or C/T)	温度記録計 (種類・センサー数)	

- (注) 1 低温処理施設名、所在地及び連絡先、低温処理施設責任者氏名については、英文併記とすること。
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第8号様式（第5関係）

ベトナム向け輸出入登録低温処理施設一覧表

List of registered cold treatment facility for apple export to Vietnam

[illegible]

第9号様式（第6関係）

ベトナム向け輸出りんご登録生産園地検査成績（開花期・収穫前）

申請者 植物防疫官 年 月 日 検査

品 種 名 _____ 検 査 補 助 員 _____ 年 月 日 検 査

登録生産園 地番号	生産者 氏 名	生産園 地面積	補助員検査			植物防疫官検査			合格面積
			袋かけ 状況	病 害 虫 発生状況	備考	袋かけ 状況	病 害 虫 発生状況	備考	
		a							a
		a							a
		a							a
		a							a

(注) 対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

第 10 号様式（第 9 関係）

ベトナム向け輸出りんご選果こん包実施報告書

年 月 日

輸出者（選果こん包申請者） 殿

登録選果こん包施設名 :
登録選果こん包施設番号 :
選果こん包施設責任者 :

ベトナム向け輸出りんごとして以下のとおり選果こん包したので、報告します。

実施年月日	選果時間	選果こん包数量	担当選果技術員
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		

（注）品種別及びサイズ別（玉数別）の箱数及び数量(kg)を記載した書類を添付すること。

第 11 号様式（第 10 関係）

低 温 処 理 実 施 記 録 表

施設名	処理庫番号	登録園地番号	施設内容積（m ³ ）		果実収容量		施設責任者氏名	
					C/T	t		

作業/ 処理日数	確認 年月日	確認 時刻	温度センサー設置箇所						低温処理 技術員 氏 名	備考
			庫内温度（℃）		果実温度（℃）					
			1	2	1	2	3	4		
示度確認 （氷点法）										
	補正值									
予冷の開始										
予冷確認										
低温処理開始										
2 8 日										
									確認年月日	確認防疫官 氏 名

（注）別に温度記録を添付すれば、記載は省略可能。
当該低温処理荷口のセンサー位置を示した積み付け図、登録生産園地及び品種ごとに処理重量を記載した書類を添付すること。

PLANT PROTECTION SERVICE
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES
JAPANESE GOVERNMENT

Attached sheet

No. _____

Annex 1: List of quarantine pests

A. Disease pests with High risk rate (6):

<i>Botryosphaeria obtusa</i> (Schwein.) Shoem.	Dieback canker
<i>Botryosphaeria ribis</i>	Canker
<i>Gibberella avenacea</i> R.J.Cook	Fusarium blight/Tap root
<i>Monilinia laxa</i> (Aderh. & Ruhland) Honey	Blossom blight
<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>syringae</i> van Hall	Bacterial canker
<i>Pseudomonas viridiflava</i> (Burkholder) Dowson	Bacterial leaf blight

B. Disease pests with Medium risk rate that symptom is likely to detect not on fruit but on any other parts (leaf or branch) (1):

<i>Phomopsis tanakae</i>	Diaporthe canker
--------------------------	------------------

C. Insect pests with Medium risk rate (8)

<i>Phynchites heros</i> Roelofs	Curculio
<i>Diaspidiotus perniciosus</i> (Comstock)	San Jose scale
<i>Lopholeucaspis japonica</i> (Cockerell)	Japanese baton shaped scale
<i>Ostrinia scapularis</i> (Walker)	Moth
<i>Grapholita inopinata</i> Heinrich	Manchurian fruit moth
<i>Grapholita molesta</i> (Busck)	Oriental fruit moth
<i>Spilonota albicana</i> Motschulsky	Moth
<i>Argyresthia conjugella</i> Zeller	Apple fruit miner Moth

D. Disease pests with Medium risk rate that symptom is likely to detect on fruit (8):

<i>Alternaria mali</i>	Soft rot
<i>Botryosphaeria berengeriana</i> f.sp. <i>pyricola</i>	Physalospora canker
<i>Diaporthe eres</i> Nitschke	Apple fruit fungus
<i>Gymnosporangium yamadae</i> Miyabe ex G. Yamada	Japanese rust of apple
<i>Monilia polystroma</i> G.C.M.Leeuwen	Brown rot fungi
<i>Phytophthora syringae</i> Kleb.	Fruit rot
<i>Phytophthora megasperma</i> Drechsler	Root rot
<i>Schizothyrium pomi</i> (Mont.) v.Arxa	Apple fly speck

XX

Place of issue _____ PLANT PROTECTION STATION, (_____), JAPAN

Name of authorized office _____

Date _____

(Signature)

参考様式（第 8 及び第 12 関係）

ベトナム向け輸出りんごのこん包の表示

For Vietnam

Code of registered apple orchard	
Code of registered packing house	
Name of the exporting company	
Fruit type	
Packing date	

別表 1

検疫対象病害虫リスト

A 危険性／高の害虫（6 種類）

学 名	和 名	F	B	EI
<i>Botryosphaeria obtusa</i>	リンゴ黒腐病	○	○	
<i>Botryosphaeria ribis</i>	リンゴ胴腐病	○	○	
<i>Gibberella avenacea</i>	リンゴ水腐病、果梗腐病	○	○	
<i>Monilinia laxa</i>	—	○	○	
<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>syringae</i>	—	○	○	
<i>Pseudomonas viridiflava</i>	—	○	○	

B 危険性／中の病害（1 種類）

学 名	和 名	F	B	EI
<i>Diaporthe tanakae</i>	リンゴ胴枯病	○		

C 危険性／中の害虫（8 種類）

学 名	和 名	F	B	EI
<i>Rhynchites heros</i>	モモチョッキリゾウムシ			○
<i>Diaspidiotus perniciosus</i>	ナシマルカイガラムシ			○
<i>Lopholeucaspis japonica</i>	ナシシロナガカイガラムシ			○
<i>Ostrinia scapularis</i>	アズキノメイガ			○
<i>Grapholita inopinata</i>	リンゴコシンクイ			○
<i>Grapholita molesta</i>	ナシヒメシンクイ			○
<i>Spilota albicans</i>	シロヒメシンクイ			○
<i>Argyresthia conjugella</i>	リンゴヒメシンクイ			○

D 危険性／中の病害（8 種類）

学 名	和 名	F	B	EI
<i>Alternaria mali</i>	リンゴ斑点落葉病	○	○	○
<i>Botryosphaeria berengeriana</i> f. sp. <i>pyricola</i>	リンゴ輪紋病	○	○	○
<i>Diaporthe eres</i>	フォモプシス枝枯病	○	○	○
<i>Gymnosporangium yamadae</i>	リンゴ赤星病	○	○	○
<i>Monilia polystroma</i>	リンゴ灰星病	○	○	○
<i>Phytophthora syringae</i>	リンゴ疫病	○	○	○
<i>Phytophthora megasperma</i>	—	○	○	○
<i>Schizothyrus pomi</i>	リンゴすす点病	○	○	○

（注）F は栽培地検査（開花期）、B は栽培地検査（収穫前）、EI は輸出検査を指し、○は当該検査の対象であることを示す。

別表 2

検査抽出量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20 %以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
360,000kg 以上		500kg 以上